資料１０７－３

信書便管理規程の設定及び変更の認可について

（諮問第1288号）

（公印・契印省略）

諮 問 第 １ ２ ８ ８ 号
令和８年１１月２６日

情報通信行政・郵政行政審議会
　会長　相田　仁　殿

総務大臣　藤井　比早之

諮　問　書

ブリヂストンチャレンジド株式会社（代表取締役　横田　英俊）ほか６者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 34 条において準用する同法第 22 条第１項の規定に基づき信書便管理規程の設定の認可申請が、ＡＬＳＯＫ株式会社（代表取締役　村井　豪）から同項の規定に基づき信書便管理規程の変更の認可の申請があった。申請の概要は別紙１のとおりである。

当該申請について審査した結果は別紙２のとおりであり、いずれも同条第２項に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第１項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第２号の規定に基づき諮問する。

別紙１

信書便管理規程の設定の認可申請の概要

いずれの申請（※）に係る信書便管理規程においても、次の事項が規定されている。

※ブリヂストンチャレンジド株式会社、株式会社ＦＭサポート２１、株式会社東京トランスポーター、有限会社ワイ・エヌカンパニー、株式会社富士トランスポート、株式会社ケーカモ及び株式会社ＪＡ物流みやざきの計７者からの申請

１　信書便管理者の選任及び職務

（１）選任：事業場ごとに管理責任を果たせる役職者等の中から選任すること。

（２）職務：①信書便業務の監督、②顧客情報及び取扱中の信書便物の管理、③還付できない信書便物の開披の立会い、④信書便の業務方法等に関する意見の具申を行うこと等

２　信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

（１）引受け：①引受時に、送達途中の滅失及び毀損のおそれがないか必要な検査を実施し、信書便物であることを表示すること、②引受制限物の疑いがある場合等の申告・開示請求及びそれを拒否した際の引受拒絶　等

（２）送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等：①四輪自動車の場合は容器、袋等に入れた上で荷台に保管し、車両から離れる場合は車両に施錠すること、②取扱中の信書便物に引受制限物の疑いがある場合の開示請求及びそれを拒否した際の開披　等

（３）配達：①車両を離れる場合は施錠し、又は信書便物を携行すること、②表札等の確認により誤配達を防止し、誤配達通知受理時には速やかに再配達すること、③配達できなかった信書便物の車両への放置の禁止　等

（４）還付できない信書便物の管理：①施錠可能な場所における保管及び処理状況の記録、②一定期間が経過した後、信書便管理者の立会いの下で処分すること。

（５）顧客情報の管理：利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、適正な取得、不適正な利用の禁止　等

３　事故発生時等の措置

（１）事故又は犯罪行為発生時の措置：①事故又は犯罪行為（以下「事故等」という。）発生時の信書便管理者への報告及び信書便管理者の指図に従った対応、②代替配送員の手配、③信書便物の滅失が判明した場合の速やかな捜索及び発見できない場合の差出人への通知、④事故等に関する利用者からの申告に対する適切な対応、⑤事故等の原因究明及び再発防止策の実施、⑥事故等の内容及び処理結果の記録　等

（２）捜査機関による捜査への協力：①捜査時は、信書便管理者の指図に基づき信書便物と信書便物以外の物を区分すること、②押収される場合は、押収信書便物を選別し、捜査機関に提供すること　等

４　教育及び訓練

日常業務を通じて実施するほか、新規採用時、事故等発生時等にも実施すること。内容は、①関係法令の規定内容、②顧客情報・信書便物の管理の方法、③作業方法、④事故等発生時の措置　等

５　その他

その他当該特定信書便事業の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するのに必要な規定

信書便管理規程の変更の認可申請の概要

ＡＬＳＯＫ株式会社からの信書便管理規程の変更の認可申請について、主な変更内容は以下のとおりである。

【変更内容】引受けについて、電話及びＦＡＸによる申込み等に係る記載を削除するもの。

（注）網掛部分が今回変更するもの

申請者		ＡＬＳＯＫ株式会社 （平成 21 年 7 月 21 日許可）
１　信書便管理者の選任等	（１）選任	―
	（２）職務	―
２　信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法	（１）引受け	引受けについて、電話及びＦＡＸによる申込み等に係る記載を削除するもの
	（２）送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等	―
	（３）配達	―
	（４）還付できない信書便物の管理	―
	（５）顧客情報の管理	―
３　事故発生時等の措置	（１）事故等発生時の措置	―
	（２）捜査機関による捜査への協力	―
４　教育及び訓練	（１）教育及び訓練の実施	―
	（２）教育及び訓練の内容	―
５　その他		―

※その他、条ずれ等形式的な変更

別紙２

信書便管理規程の設定の認可申請の審査結果の概要

ブリヂストンチャレンジド株式会社（代表取締役　横田　英俊）ほか６者からの信書便管理規程の設定の認可申請について、申請概要は別紙１のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要は以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 34 条において準用する法第 22 条第２項に定める基準に適合していると認められる。

〇特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。（法第 22 条第２項）

項　　目	審査概要	適否
１　信書便管理者の選任等		
（１）選任	事業場ごとに管理責任を果たすことができる役職者等から選任することとされている。	適
（２）職務	職務内容が、信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理を含め具体的に規定されている。	適
２　信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法		
（１）引受け	引受けの際の検査、申告・開示請求の手続等が規定されている。	適
（２）送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等	送達中における信書便物の滅失防止措置等が規定されている。	適
（３）配達	誤配達の防止、配達できなかった信書便物の車両放置の禁止等が規定されている。	適
（４）還付できない信書便物の管理	事業場の施錠できる場所に保管すること等が規定されている。	適
（５）顧客情報の管理	顧客情報に関して、利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、適正な取得、不適正な利用の禁止等を行うことが規定されている。	適
３　事故発生時等の措置		
（１）事故又は犯罪行為発生時の措置	事故又は犯罪行為発生時の信書便管理者への報告、滅失・毀損・遅延等の対応、再発防止策の実施、事故等の内容及び処理結果の記録等、措置の内容が明確に規定されている。	適
（２）捜査機関による捜査への協力	捜査機関による捜査が行われる場合には、速やかに信書便物と信書便物以外の物を区分し、捜査機関が信書便物を押収する場合には、押収信書便物を選別して提供することが規定されている。	適
４　教育及び訓練		
	日常業務を通じて教育及び訓練を行うほか、新規採用時、事故等の発生時等に際しても必要に応じて実施することが規定されている。	適

５　その他特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適当なものであること。		
	信書便物の秘密を保護するのに不適当な規定は定められていないことから、信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適当なものであると認められる。	適

信書便管理規程の変更の認可申請の審査結果の概要

ＡＬＳＯＫ株式会社（代表取締役　村井　豪）からの信書便管理規程の変更の認可申請について、申請概要は別紙１のとおりであり、審査した結果の概要は以下のとおりである。

法第 34 条において準用する法第 22 条第２項に定める基準に適合していると認められる。

〇特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。（法第 22 条第２項）

項　　目	審査概要	適否
１　信書便管理者の選任等		
（１）選任	従前と同様であり、変更はない。	―
（２）職務	従前と同様であり、変更はない。	―
２　信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法		
（１）引受け	引受けについて、電話及びFAXによる申込み等に係る記載を削除するものであり、変更後においても、引受けの際の手続等が規定されている。	適
（２）送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等	従前と同様であり、変更はない。	―
（３）配達	従前と同様であり、変更はない。	―
（４）還付できない信書便物の管理	従前と同様であり、変更はない。	―
（５）顧客情報の管理	従前と同様であり、変更はない。	―
３　事故発生時等の措置		
（１）事故又は犯罪行為発生時の措置	従前と同様であり、変更はない。	―
（２）捜査機関による捜査への協力	従前と同様であり、変更はない。	―
４　教育及び訓練		
	従前と同様であり、変更はない。	―
５　その他特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適当なものであること。		
	従前と同様であり、変更はない。	―

（参考）

別紙

ＡＬＳＯＫ株式会社信書便管理規程
新旧対照表

下線部が変更部分

新	旧
目次 （略） （目的） 第１条　この規程は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号。以下「法」という。）第３４条において準用する法第２２条第１項に基づき、信書便の業務の管理に関する基本的事項を定めることにより、ＡＬＳＯＫ株式会社（以下「当社」という。）の取扱中に係る信書便物の秘密を保護することを目的とする。 第２条から第９条（略） **第２節 引受け、配達その他の信書便の業務** （引受け） 第１０条　信書便物の引受けは、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。 (1) インターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場	目次 （略） （目的） 第１条　この規程は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号。以下「法」という。）第３３条において準用する法第２２条第１項に基づき、信書便の業務の管理に関する基本的事項を定めることにより、ＡＬＳＯＫ株式会社（以下「当社」という。）の取扱中に係る信書便物の秘密を保護することを目的とする。 第２条から第９条（略） **第２節 引受け、配達その他の信書便の業務** （引受け） 第１０条　信書便物の引受けは、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。 (1) 電話、ＦＡＸ若しくはインターネットによる申込みを受け

所若しくは当社営業所で信書便物を引き受ける際、あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき各集配箇所を巡回して信書便物を引き受ける際、あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき各集配箇所で信書便物を引き受ける際、又はインターネットによって送信された信書便物の内容たる通信文、あて名等を当社が管理するサーバーで引き受けた際に、送達の途中における滅失及びき損のおそれがないことその他の必要な検査を行った上で、信書便物を引き受けるとともに、引き受けた信書便物に、引き取ったその場において、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第２７号）第２７条及び第２８条に規定する方法により信書便物であることの表示を付すこと。	て、利用者が指定する場所若しくは当社営業所で信書便物を引き受ける際、あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき各集配箇所を巡回して信書便物を引き受ける際、あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき各集配箇所で信書便物を引き受ける際、電話若しくはＦＡＸによって伝えられた通信文、あて名等（以下「通信文等」という。）を当社の営業所で引き受けた際、又はインターネットによって送信された信書便物の内容たる通信文等を当社が管理するサーバーで引き受けた際に、送達の途中における滅失及びき損のおそれがないことその他の必要な検査を行った上で、信書便物を引き受けるとともに、引き受けた信書便物に、引き取ったその場において、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第２７号）第２７条及び第２８条に規定する方法により信書便物であることの表示を付すこと。
(2)（略）	(2)（略）
(3) 第１号の検査の際に、信書便物が、法第３４条において準用する法第１７条第１項の認可を受けた信書便約款（以下「信書便約款」という。）第６条の信書便物として差し出すことができない物又は信書便約款第１１条第５号若しくは第６号に規定するもの（以下「引受制限物」という。）を内容として差し出された疑いが認められる場合は、差出人に内容品の開示を求め、差出人が開示を拒んだときは、その信書便物を引き受けな	(3) 第１号の検査の際に、信書便物が、法第３３条において準用する法第１７条第１項の認可を受けた信書便約款（以下「信書便約款」という。）第６条の信書便物として差し出すことができない物又は信書便約款第１１条第５号若しくは第６号に規定するもの（以下「引受制限物」という。）を内容として差し出された疑いが認められる場合は、差出人に内容品の開示を求め、差出人が開示を拒んだときは、その信書便物を引き受けな

いこと。また、信書便約款第６条の規定において差出しを禁止されている物のうち、法令に基づき所持を禁止されている物が発見されたときは、直ちに最寄りの警察官署に通報し、所管官庁に情報提供する等の必要な措置を講ずること。 (4)から(7)（略） 第１１条から第１２条 第１３条 １から３（略） ４　差出人に還付すべき信書便物であって、外部からは差出人不明のため還付できない信書便物は、法第３４条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき当該信書便物を開き、送達又は還付できる情報がないか確認し、確認した後は、直ちに当該信書便物を修補するものとする。 ５　法第３４条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき開いた信書便物を受取人に送達し、又は差出人に還付する際には、同項の規定に基づき開いて確認した旨を通知するものとする。 第１４条から第２８条（略）	いこと。また、信書便約款第６条の規定において差出しを禁止されている物のうち、法令に基づき所持を禁止されている物が発見されたときは、直ちに最寄りの警察官署に通報し、所管官庁に情報提供する等の必要な措置を講ずること。 (4)から(7)（略） 第１１条から第１２条 第１３条 １から３（略） ４　差出人に還付すべき信書便物であって、外部からは差出人不明のため還付できない信書便物は、法第３３条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき当該信書便物を開き、送達又は還付できる情報がないか確認し、確認した後は、直ちに当該信書便物を修補するものとする。 ５　法第３３条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき開いた信書便物を受取人に送達し、又は差出人に還付する際には、同項の規定に基づき開いて確認した旨を通知するものとする。第１４条から第２８条（略） 第１４条から第２８条（略）
附則 この改正規定は令和８年１２月１日から実施します。	